

ケータイ名義貸し

2005年8月21日号

「アルバイトになる」「料金は払わなくてよい」「迷惑はかけない」などと先輩や友人に誘われ、軽い気持ちで携帯電話の契約に名義を貸してしまい、電話会社から高額な請求がきて困っているという「名義貸し」によるトラブルが起きています。

名義貸しをすると、

料金滞納があった場合、契約名義人本人が支払い義務を負う

滞納した結果、契約解除となると、全ての携帯電話会社との契約が不可能になることがある

違法行為が行なわれた場合、成人はもちろん未成年者でも法的責任を問われる可能性がある

また携帯電話会社から「積極的に関わっていない」という証として、詐欺の被害者として先輩や友人を訴えることを求められることもあります。

友人などの口約束だけを信じ、お金がもらえるからといって、「名義貸し」をするのは絶対にやめましょう。名義を貸したとはいっても、契約は契約！さまざまな法律やルールに拘束され責任を負うことになり、利用料金はあくまでも契約名義人に請求されます。